各委員などを紹介します

令和３年みどり市議会第２回定例会で、市議会の同意を得て選任（任命）された各委員などは、次のとおりです。

問い合わせ先　総務課行政係☎(76)0961

教育委員会教育長

任期：令和３年６月27日～令和６年６月26日

保志 守さん

教育委員会委員

任期：令和３年６月27日～令和７年６月26日

金子 祐次郎さん

監査委員

任期：令和３年６月15日～令和５年４月30日

髙草木 弘子さん

公平委員会委員

任期：令和３年６月20日～令和７年６月19日

家住 美哉應さん

固定資産評価審査委員会委員

任期：令和３年６月21日～令和６年６月20日

大下 智さん

齋藤 賢樹さん

髙草木 輝雄さん

政治家の寄付は禁止、有権者が求めることも禁止されています

問い合わせ先　選挙管理委員会☎(76)0961

夏季は、お祭りやお中元を贈る機会などが多くなる季節です。政治家（候補者、候補者になろうとする人、現に公職にある人）が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄付や贈り物を求めることも禁止されています。

次のうち、①から⑤までの項目によって処罰されると、公民権停止（※）の対象となります。

①政治家の寄付の禁止
②政治家に対する寄付の勧誘・要求の禁止
③政治家の関係会社などからの寄付の禁止
④後援団体の寄付の禁止
⑤あいさつを目的とする有料広告の禁止
⑥年賀状などのあいさつ状の禁止（答礼のための自筆によるものを除く）

※公民権停止…選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加が停止されること。

↑総務省ホームページより抜粋

※政治家本人が結婚披露宴、葬儀などに自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります。

総務省ホームページ
なるほど！選挙「寄附の禁止」　→→→